

上智大学アルペ国際学生寮運営取扱要領

制定 2019 年（平成 31 年）4 月 1 日

改正 2020 年（令和 2 年）3 月 1 日

2020 年（令和 2 年）5 月 1 日

2023 年（令和 5 年）5 月 16 日

2024 年（令和 6 年）7 月 1 日

2024 年（令和 6 年）8 月 1 日

2025 年（令和 7 年）5 月 1 日

（目的）

第 1 条 この取扱要領は、上智大学アルペ国際学生寮（以下「アルペ寮」という。）の利用にあたって寮生が遵守すべき必要な規則を定め、もって寮生が安心安全に生活しやすい環境づくりに資するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 寮生は、この取扱要領を遵守しなければならない。

（寮のミッション・ビジョン）

第 2 条

寮生は次に掲げるミッション・ビジョンを実践する。

1. ミッション

アルペ寮は、上智大学の建学の精神であるキリスト教ヒューマニズムに基づいた人間教育を実践し、「叡智が世界をつなぐ」という使命感を持ったグローバル人材の育成の場とする。

2. ビジョン

（1）自由と責任

寮生は、アルペ寮のミッションに合う学習機会を自ら創造する自由を有し、同時に寮内の秩序を保つ義務を負う。

（2）他者理解と共生

寮生は、他者のもつ個性と多様性を積極的に受け入れ、共に生きる姿勢を重んじる。

（3）グローバルリーダーとしての自己研鑽

寮生は、人類が直面している社会的課題に対する高い見識と解決のための方策を探究し、グローバルリーダーとしての資質を身につけるよう努める。

（遵守義務）

第 3 条 寮生は、アルペ寮の利用にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

（1）居室（居室の設備・備品等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を転貸しないこと。

（2）居室及びアルペ寮の共用の施設、設備・備品等を常に良好な状態で使用し、許可なく、その目的外に使用し、又は工作を加えないこと。

（3）火災その他の災害の予防に努め、寮内で直火を使用する等、それらの原因となる行為をしないこと。

（4）寮生は、入寮時に定められた居室エリア（男子又は女子エリア。コモンリビング、通路等を含む全域をいう。以下同じ。）及び居室に、異性の寮生及び寮外者を入れないこと。

（5）寮外者と指定の時間内に指定の面会場所を利用する場合には、招待した寮生が所定の手続きをした上で、寮外者の言動に対して責任を負うこと。この場合において、寮外者が寮規則等に違反する行為を行ったと判断した場合、退館を命ずる。

（6）異性の居室エリア、居室、事務室、機械室等、寮生の立ち入りを禁止するエリアに入らないこと。

（7）第 19 条に定める管理者による居室の立ち入りを拒否しないこと。

（8）不審者を見かけた場合は直ちに管理者に報告すること。

（9）寮内に加え、近隣の広場や公道での長時間滞在、大きな声での会話等、アルペ寮及びその近隣での迷惑行為を行わないこと。

（10）政治活動、賭事、商行為、募金活動その他本学が禁止する行為を行わないこと。

（11）宗教、人種、性別その他いかなる差別も行わないこと。

（12）ペットの飼育をしないこと。

（13）管理者の注意・指導に従うこと。

（14）寮生が招待する寮外者に、予めこの取扱要領を確認させ、遵守させること。

（15）その他本学が定めるところに従うこと。

2 前項各号に掲げる事項の他寮生が遵守すべき事項については、第6条に規定する入寮許可の際、寮生に周知し、遵守の徹底を図る。

(入寮資格)

第4条 アルペ寮に入寮できる者は、次のいずれかとする。

(1) 本学に在籍する正規生、交換留学生、ノンディグリー生又は研究生

(2) その他学生センター長が認めた者

(入寮申請)

第5条 入寮の申込みは、本学ホームページに掲載されている募集要項に従い、指定された期間中のみ行う。

(入寮許可)

第6条 入寮の許可は、選考を経て学生センター長が行う。

2 入寮者の居室は、学生センター長が指定し、寮生が居室を希望又は指定することはできない。

3 寮の運営管理上必要と認められる場合には、入寮後に学生センター長は居室の移動を命じることができる。

(入寮手続き)

第7条 入寮を許可された者は、所定の入寮手続きを行うとともに、第12条に定める入寮に係る費用を納入しなければならない。

(入寮期間)

第8条 入寮期間は1年を超えないものとし、第8条の2第1項に定める入寮日から同条第2項に定める退寮日までとする。ただし、学生センター長が特別に認める場合には、入寮期間を更新することができる。

2 前項に定める入寮期間の更新基準については、別に定める。

3 入寮許可の更新申請は定められた期間のみ受け付ける。

(入寮日及び退寮日)

第8条の2 入寮期間開始時の入寮日（一斉入寮をいう。）は、春学期は3月、秋学期は9月とし、詳細は年度ごとに学生センター長が定める。

2 入寮期間満了時の退寮日は、春学期は9月10日、秋学期は3月20日とする。ただし、交換留学生については別に定める。

3 前二項にかかわらず、学生センター長は入寮日及び退寮日を指定することができる。

(入寮許可の取消)

第9条 学生センター長は、入寮を許可された者が次の各号のいずれかに該当するとき、入寮の許可を取り消す。

(1) 正当な理由なくして、所定の期日までに入寮しないとき。

(2) 入寮申請時に提出した書類に、重大な虚偽の記載があることが判明したとき。

(退寮手続き)

第10条 寮生は、退寮しようとする場合、退寮前に所定の退寮手続きを行わなければならない。

2 寮生は第8条の2第2項に定める入寮期間の満了日、又は学生センター長が退寮日を指定している場合は当該日までに退寮しなければならない。

3 入寮期間内に途中退寮を希望する場合は、退寮希望日の1ヶ月前までに事務室に退寮届を提出しなければならない。

4 事務室に退寮届を提出した日が退寮希望日の1ヶ月前を経過している場合には、退寮届の提出日から起算して1ヶ月後を退寮日とし、別表3に基づき寮費を支払わなければならない。

5 退寮する者は寮内に私物を残置してはならず、私物を処分するために要する費用は退寮する者自身が負担する。

6 本学は、寮生が退寮する場合、次の対応をとることができる。

(1) 管理者が退寮前に居室の確認を行い、破損・汚損等が見つかった際は原状回復費用を退寮する者に請求すること。

(2) 残置物があった場合、当該残置物に対する所有権については退寮する者が自ら放棄したものとみなして処分すること。この場合において、処分に要した費用は退寮する者に請求すること。

7 寮生は、退寮に際し、本学に対して、居室及び造作設備について支出した諸費用の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の金銭請求をすることはできず、かつ、居室内に寮生の費用をもって設置した造作設備の買い取りを請求することはできない。

(退寮処分)

第11条 学生センター長が、入寮期間中に寮生が次の行為を行ったと判断した場合、退寮処分とする。

(1) 第3条に規定する遵守義務のほか本学の定める諸規程又は諸規則に違反する行為をしたとき。

(2) 第13条第4項に規定する損害賠償の義務を履行しないとき。

(3) 寮内の共同生活の秩序や風紀を著しく乱す行為をしたとき。

(4) 病気その他保健衛生上の事由により、寮内での共同生活に適さないと認められるとき。

(5) アルペ寮の管理・運営に重大な支障があると認められる行為をしたとき。

- (6) 寮内外に限らず、違法行為を行ったとき。
- (7) 本学学則による処分を受けたとき。
- (8) 公序良俗に反する行為をしたとき。
- (9) 入寮に際して、入寮費及び所定の寮費を期日までに支払わないとき。
- (10) 月々の寮費について連続して3ヶ月以上支払いが滞ったとき。
- (11) 寮生として相応しくない行為が認められたとき。
- (12) 入寮資格を失ったとき。

2 寮生は、前項による退寮処分を受けた場合は、当該処分の通知日の翌日から起算して2週間以内にアルペ寮から退寮しなければならない。

(寮費の支払い)

第12条 寮生は入寮に際して、入寮手続きの際に定められた期日までに入寮費及び当該月の寮費を支払わなければならない。

2 寮費は別表1に定めるとおりとし、毎月の支払い期限までに当該月分を支払わなければならない。

3 支払われた入寮費及び寮費は返還しない。

4 入寮許可期間31日以内の寮費は別表2に定めるとおりとし、入寮許可期間32日以上の入退寮月の寮費は別表3に定めるとおりとする。

5 寮費については、前項に定めるもの以外の割引料金は設けない。

(施設・設備等の利用及び損害賠償)

第13条 寮生は、所定の利用手続きを経て、次に定める共用施設・設備を利用できる。ただし、いずれの共用施設においても私物の放置は厳禁とする。

(1) 1階多目的エリア

(2) 学習室

(3) 祈りの部屋

(4) シアタールーム

(5) 各階コモンリビング

(6) 軽スポーツスタジオ

(7) ランドリー

(8) 屋上テラス

2 管理者は、共用施設の利用マナーが著しく悪いと認めた場合、利用を停止することができる。

3 寮生は、アルペ寮の施設及び設備・備品等を破壊若しくは破損し、又は紛失した場合、速やかに、その旨を事務室に届けなければならない。

4 寮生又は寮生が招待した寮外者が、故意又は過失により、前項に規定する損害を生じさせた場合、寮生がその損害を賠償しなければならない。

(情報伝達)

第14条 寮内の定期工事やイベントなどの情報は、随時1階のデジタルサイネージやメール、掲示板等で寮生へ通知する。

(長期外泊)

第15条 寮生は、連続して3日以上の外泊をする場合、事前に所定の長期外泊届を事務室へ提出しなければならない。

(交流活動)

第16条 寮生は、寮生同士及び地域等との交流活動に積極的に参加しなければならない。

(リビング・グループ制度)

第17条 アルペ寮においては、多様な人間関係及び国際交流を促進するためにリビング・グループ制度を設ける。

2 リビング・グループ制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(禁煙)

第18条 アルペ寮は全域禁煙とし、かつ、寮生は周辺の路上での喫煙及び近隣の迷惑になるような喫煙をしてはならない。

(緊急時等の入室)

第19条 管理者が管理上必要であると判断した場合、事前に通知した上で居室へ立ち入れるものとし、寮生はこれに協力しなければならない。

2 前項にかかわらず、管理者は、緊急時や居室内で急を要する作業を行う場合等、必要であると判断した場合には、寮生への事前の通知なしに入室することができる。

(車輛について)

第20条 自動車・自動二輪車(原付含)の寮周辺、近隣の道路、寮敷地内の駐車、駐輪は禁止とする。自転車用駐輪場の利用を希望する者は、事前に管理者に申し出て登録手続きを行わなければならない。

(取扱要領の改廃)

第 21 条 この取扱要領の改廃は、学院の定める手続きによる。

附 則

この取扱要領は、2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2020 年（令和 2 年）3 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2020 年（令和 2 年）5 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2023 年（令和 5 年）5 月 16 日から改正、施行し、2023 年（令和 5 年）4 月 1 日から適用する。

附 則

この取扱要領は、2024 年（令和 6 年）7 月 1 日から改正、施行し、2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から適用する。

附 則

この取扱要領は、2024 年（令和 6 年）8 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2025 年（令和 7 年）5 月 1 日から改正、施行する。

[別表 1 アルペ国際学生寮寮費]

寮費（月額）	入寮費	光熱水費 インターネット利用料
95,000 円	95,000 円	寮費に含む

[別表 2 アルペ国際学生寮寮費（入寮許可期間 31 日以内）]

滞在期間が 1 日～10 日間	31,000 円
滞在期間が 11 日～20 日間	62,000 円
滞在期間が 21 日～31 日間	95,000 円

[別表 3 アルペ国際学生寮入退寮月の寮費（入寮許可期間 32 日以上）]

当該月の 21 日～末日に入寮 当該月の 1 日～10 日に退寮	31,000 円
当該月の 11 日～20 日に入寮・退寮	62,000 円
当該月の 1 日～10 日に入寮 当該月の 21 日～末日に退寮	95,000 円

※ただし、入寮期間開始時（一斉入寮をいう。）については、次のとおりとする。

- ① 春学期一斉入寮：実入寮日（現に居住開始した日をいう。以下同じ。）にかかわらず、3 月分寮費は免除とし、4 月 1 日以降の寮費は発生する。
- ② 秋学期一斉入寮：実入寮日にかかわらず、9 月 21 日以降の寮費は発生する。ただし、9 月分寮費は 31,000 円とする。